

## 【会議録（書面会議）】

会 議 名	令和3年度第1回多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和3年4月1日（木） 会議開催通知及び資料送付 令和3年4月2日（金） 委員からの質疑集約 令和3年4月5日（月） 委員へ質疑回答 令和3年4月5日（月） 委員からの意思集約 令和3年4月5日（月） 結果通知 ※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。
開 催 場 所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。）
委 員	藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
事 務 局	総務部文書法制課文書公開係
会 議 次 第	審議事項 1 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部健康推進課） 2 個人情報の本人以外収集（選挙管理委員会事務局）
送 付 資 料	資料1 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／健康推進課） 資料2 審議会諮問書（個人情報の本人以外収集／選挙管理委員会事務局）
会議の結果及び主要な意見	
委員	<p>1 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部健康推進課） （結論） 全委員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部健康推進課）については同意するものとします。</p> <p>2 個人情報の本人以外収集（選挙管理委員会事務局） （委員からの質疑と回答） そもそもの話で大変恐縮なのですが、「導入を検討しているシステム」（別紙第2段落冒頭）という表現からすると、当審議会に諮られているのは、個人情報保護の面について、導入すること自体は決定されているシステムの詳細についてではなく、導入すること自体の可否であるという理解でよろしいでしょうか。また、「同システムに地図アプリを連携させ…」（別紙第3段落）とありますが、ここでいう地図アプリはどのようなものであり、また、地図アプリとの連携についてもあわせて当審議会に諮られているのでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>ご質問の通り、業務の導入が決定している案件ではありませんが、本格導入をする前に諸課題を整理する必要があったため、個人情報の取扱いについて諮問したところです。また、地図アプリについては、個人が特定できないように加工された後の情報との連携なので、今回の諮問案件には該当しないものと考えています。</p>

委員	資料 2 の「業務の目的」には「……情報提供」とあり、また、別紙第 2 段落から推測すると、ここで諮られているのは、個人情報の取得および情報提供のみ(業務委託等ではなく)という理解でよろしいでしょうか。
選挙管理委員会事務局	今回お諮りする業務の目的は、投票所の混雑状況を選挙人に情報提供することです。その混雑状況を判断する過程で、カメラで撮影した画像の取得についてのみ諮問しました。情報提供の際には個人を特定できないようにするため、そちらは諮問事項にあたりません。
委員	「各選挙」(資料 2「対象となる個人の範囲」欄)という表現からすると、本業務は、COVID-19 の感染状況が収束した後も実施する予定であり、また、国の選挙と地方公共団体の選挙とにかかわらず実施予定であるという理解でよろしいでしょうか。
選挙管理委員会事務局	ご質問の通り、収束後においても投票所内の混雑状況を選挙人に情報提供する可能性から、引き続いて使用することも検討しています。
委員	先の質問とも関連しますが、別紙第 2 段落の第 1 文について「投票所内に設置するカメラを使用して撮影した画像情報を」という表現からすると、「カメラ」の「設置」・「使用」・「撮影」は多摩市が行ない、また、「個人が特定できない小容量のメタデータ」への加工も多摩市が(設置した機器により)行なうという理解でよろしいでしょうか。また、当該データを多摩市から「解析事業者」に提供するという理解でよろしいでしょうか。仮にそうであるとする、別紙掲記載のシステムの概要において、「解析事業者との取り決め事項」として、「個人情報の取得、保持の禁止を徹底」とあり、「解析事業者」が「個人情報の取得、保持」ということと矛盾しうる面もありそうですが、これはどういうことでしょうか。
選挙管理委員会事務局	カメラの設置、使用、撮影、データ加工までは、市で実施します。カメラ機器において個人を特定できないデータにしますので、そのデータを解析事業者に渡す行為自体が諮問の範疇外とすれば、質問(2)の結論も踏まえ、事業実施に向けた調整を開始することになります。
委員	別紙第 2 段落の第 1 文について「AI 分析」および「AI 分析により投票所内の該当エリアにおける通過人数をカウント」をするのは、「解析事業者」であるという理解でよろしいでしょうか。
選挙管理委員会事務局	カメラ機器において、通過人数をデータ化するので、カメラ設置者である多摩市が行います。
委員	「合わせて性別、年齢(10歳刻み)の情報を取得する」のは、多摩市であり、多摩市からこれを「解析事業者」に提供するということでしょうか。本業務においては、「混雑を避けた投票行動に結びつける」ことが個人情報収集の理由とされていますが、「性別、年齢(10歳刻み)」の収集ないし提供をする必要はあるのでしょうか。あるいは、「性別、年齢(10歳刻み)」の収集ないし情報提供は、システム上避けられないものなのでしょうか。

選挙管理委員会事務局	<p>今回設置を検討しているカメラで撮影した画像をデータ化する際に、性別や年代についてのデータ変換もオプションで追加できることから、今後を見据え説明資料に記載しましたが、ここでいう性別・年代はあくまでAIによる分析結果であり、個人情報にはあたらないと考えていますが、現時点ではそのデータを使用することを想定していないため、本機能を使用しないことといたします。</p>
委員	<p>個人情報の取得の対象となるのは、「選挙人」のみで間違いのないのでしょうか。投票の際に「選挙人」に介助者や子供が同伴することも許容・推奨されているところですが、これらの同伴者は個人情報の取得の対象にならないよう撮影等を行なうのでしょうか。また、仮にそうであるとしても、「混雑を避けた投票行動」の実現の支障とはならないのでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>ご指摘の通りです。カメラで撮影される情報は投票所内のすべてであり、選挙人に限らず、同伴者や投票管理者、立会人、投票所従事者等も含まれます。</p>
委員	<p>誰が何をどうするのかという全体の流れが不明瞭であるように見えますので、全体の経過がわかるフローも同時にお示しいただけると幸いです。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>一連の流れとして、投票所内に設置したカメラで撮影した画像情報を個人が特定できないデータに変換し解析事業者に送信することで、解析事業者の分析した投票所の混雑状況を多摩市公式ホームページ上にて選挙人に情報提供するシステムです。なお、当該事業は委託にて実施する予定です。</p>
委員	<p>個人を特定できないデータを解析事業者に送信するとのことですが、この「送信」はどのように行なうのでしょうか？ 個人を特定できないデータのやり取りなのですが、気になりましたので、不躰ながらお聞きします次第です。</p> <p>解析事業者による分析結果を解析事業者自身が多摩市ウェブサイトへアップするのでしょうか？ それとも、解析事業者が分析結果を多摩市に送信(?)し、これを多摩市がアップするのでしょうか？ 後者の場合、分析結果が多摩市に「送信」されるのだとしたら、上記と同様、どれはどのように行なうのでしょうか？</p>
選挙管理委員会事務局	<p>投票所内に設置したカメラから無線ルーターを通じて、解析事業者の環境に情報を提供します。この情報を分析した結果は、当該事業者の環境から混雑状況を配信し、実際には当市ホームページで確認できる検討をしています。</p>
委員	<p>別紙には、「多摩市個人情報保護条例、関係法令に基づき適切に管理」および「個人情報の取得、保持の禁止を徹底」とありますが、これらは当然のことであると思われるので、これらをどう実現しようとするのかについて、御教示をお願いできますと幸いです。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>ご質問の通り、当然のことではありますが、個人情報取扱特記事項の遵守が基本です。その実現のため、映像をカメラ外に出さない機種を選択し、個人が特定できないデータによる分析、そして情報提供する流れで、選挙事務にかかる業務と言う点からも、個人情報保護について一層配慮する所存です。</p>

委員	「映像をカメラ外に出さない機種を選択し」とのことですが、個人情報を取得するのは映像を介するのでしょうか？ 審議にあたりいただいていた資料では「画像」という文言で表現されていたので、個人情報の取得は動画ではなく静止画によると考えておりました。正確にはどのように個人情報を取得しようとするのか、御説明をお願いいたします。
選挙管理委員会事務局	カメラによる撮影は連続的です。具体的な仕様では 30fps で検討をしております。  (結論) 全委員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報の本人以外収集(選挙管理委員会事務局)については同意するものとします。